

情 個 審 答 申 第 3 0 号  
令和8年（2026年）3月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）8月5日付け、南総企発第332-1号により諮問を受けました  
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の市道の道路改良事業に係る最適な工法を検討した関係書類の文書等不開示（不存  
在）決定に対する審査請求について



## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）7月17日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の市道の道路改良事業に係る最適な工法を検討した内容で工事完了した証明資料（以下「請求文書①」という。）、及び同事業に係る最適な工法を検討した関係書類（以下「請求文書②」という。）の文書等不開示請求（以下「本件不開示請求」という。）をした。
- 2 同年8月5日、実施機関は、本件不開示請求のうち、請求文書①については、特定の市道の道路改良事業に係る完了検査報告書・完了検査証明書を特定した上で全部不開示決定を行い、請求文書②については、側溝補強の設計検討の書類（安定構造計算書。以下「本件文書」という。）を特定した上で文書等不開示（不存在）決定（以下、本件文書の不開示決定を「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月24日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 「完了検査報告書」と「完了検査証明書」の2枚だけで、説明資料や証明資料等が一切なかったがどのように道路の安全を確保したか証明されていない。補強工事を行い当該道路の安全を確保したことの証明を求める。
  - (2) 令和6年度（2024年度）になり買収が必要で「より安全のため」という証明もない。構造（技術）計算書で安全を証明するべきでありこれを求める。
  - (3) 令和5年（2023年）の工事で安全性を確保したのであれば、更に令和6年度（2024年度）に用地買収を行い「より安全のために」なぜ再工事をするのか。無駄でないとの証明を求める。
  - (4) 令和6年度（2024年度）に用地買収を行い補強工事を行うのであれば、その根拠となる構造（技術）計算書で証明するべきで、令和5年度（2023年度）の工

事が安全でなかったと証明するべきであることを求める。

- (5) 「より安全のため」と詭弁を繰り返し、回答しないので、回答しないでよい根拠を求める。
- (6) 「土木センター職員にて補強工事の工法検討を行」ってれば、検討資料（書類）や図面等があるではないか。
- (7) 上司の指示で依頼したものは、2名以上の組織が関わり作成した資料であるので「個人の検討段階にとどめるメモや資料として存在しているものであり、組織的に実施機関が保有している文書等に該当しないため不存在とした」のは違法ではないか。
- (8) 工法検討書を提出すること。

## 2 実施機関の主張

- (1) 側溝の補強工事の工法については、令和4年（2022年）6月10日の盛土撤去工事を実施する以前より、土木センター内部において検討を行ってきた。審査請求人より、「敷地へは小石1つも入ることは認めない」との発言があり、それを受けて境界付近の補強工事ができなかったことから、道路側に擁壁を設置し、擁壁と既設側溝をアンカーで結節させる工法にて工事を行った。
- (2) 土木センター職員にて補強工事の工法検討を行い、側溝転倒防止の有効性を、側溝を製作する二次製品メーカーに協力を依頼して安定検討資料により確認しているが、構造計算を行うべき工法ではないと考えている。
- (3) 補強工事により盛土の再設置が必ずしも必要ではないが、令和6年度（2024年度）になり審査請求人宅を訪問した際、「用地買収については、以前から進めろと言っている」との発言があり、用地買収の協力を得られる見込みがたったことから、盛土の再設置により、道路通行者の転落防止などの更なる安全確保が図られるため、より安全であると説明したもの。
- (4) 令和6年（2024年）3月25日に審査請求人が来庁された際に「市に対し用地買収に協力しないとは言っていない」との発言があったため、令和6年度（2024年度）に入り、審査請求人宅を訪問し用地買収に向けた再度の境界立会等の進め方について協議することとした。協議の中で用地買収の必要性について問われたため、令和5年度（2023年度）に施工した補強工事により、盛土の再設置が必ずしも必要ではないが、「当該道路の通行の更なる安全のために、再度用地買収を進めたい」との回答を行った。

## 第4 審議会の判断

- 1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

## 2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

## 3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件文書は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人は、本件文書は「文書等」に該当する、請求文書①だけでどのように道路の安全を確保したのか証明されていない等と主張し、これを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(条例第2条第2号)。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に係る事案の裁判例(東京高裁平成18年(行コ)第246号同19年2月14日判決等)の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、本件文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、本件文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、道路側溝補強工事実施に当たっての起案文書には、本件文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、本件文書の添付はなく、また本件文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような安定構造計算に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、本件文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、本件文書は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

#### 4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年(2025年) 8月20日	熊本市長から諮問(令和7年(2025年)8月5日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和8年(2026年) 2月6日	諮問の審議を行った。
令和8年(2026年) 2月20日	諮問の審議を行った。
令和8年(2026年) 3月6日	諮問の審議を行った。
令和8年(2026年) 3月30日	答申案の審議を行った。